

空家等対策の実施協力にかかる協定書

長瀬町（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、長瀬町の空家対策に関する事務の司法書士への委託等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の会員が委託を受けた空家等対策の推進に関する特別措置法に掲げる空家対策に関する事務の適正な処理について甲及び乙が互いに連携協力することによって、町民の生命、身体及び財産の保護並びにその生活環境の保全を図り、安心安全なまちづくりを推進させることを目的とする。

（受託会員の募集等）

第2条 乙は、甲から依頼があった空家及び特定空家等における、次に掲げる事務について、事務委託を受ける会員または財産管理人候補者の推薦をすることとする。

- （1）甲及び所有者等からの空家及び特定空家等に関する相談
- （2）空家等の権利調査
- （3）空家等の相続人調査
- （4）後見開始（保佐、補助を含む。）並びに相続財産管理人選任又は不在者財産管理人選任の各審判申立書の作成
- （5）空家等の利活用にかかる契約条項の検討助言及び当該利活用にかかる登記手続き
- （6）成年後見人（保佐人、補助人を含む。）相続財産管理人及び不在者財産管理人候補
- （7）その他空家対策に関する事務

2 甲は、前項の規定により乙が推薦した者に事務を委託する場合には、乙が推薦した者との間で事務委託契約を締結するものとする。ただし、前項第1号及び第6号はこの限りではない。

（事務処理要領）

第3条 甲は、甲が乙の会員に委託する事務に関し、前条第2項の委託事務について別途、事務処理要領（以下「要領」という。）を定めることができ、乙は当該要領に従って事務処理をするよう受託会員及び受託会員になろうとする者に周知するものとする。

2 甲が、要領を定め又はこれを変更する場合は、乙の意見を求めるものとする。ただし、軽妙な変更の場合はこの限りでない。

（協定書の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による協定の解除の申し出がないときは、期間満了の翌日から1年間更新されるものとし、その後の更新についても同様とする。

(秘密の保持)

第5条 乙及び乙の事務委託を受けた者等の関係者は、本業務を通じて知り得た個人情報を他に漏らし、又は利用してはならない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙がこれに記名押印し、それぞれ1通を保有する。

平成29年2月20日

埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1

甲 長瀬町

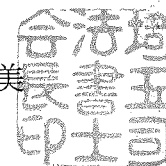
長瀬町長 大澤タキ江




さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号


乙 埼玉司法書士会

会長 山嵯 秀美





長瀬町空き家対策に関する事務の委託事務取扱要領



長瀬町（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）との間の空家等対策の実施協力にかかる協定（以下「協定」という。）に基づき、甲が乙の会員に空家対策に関する事務を委託する場合の事務処理については、次によるものとする。

第1条 協定第2条第2項によって甲との間で、事務委託契約を締結した者を受託会員という。

2 受託会員は、協定の趣旨及びこの要領に従って委託事務を履行しなければならない。

第2条 受託会員は、協定第2条第2項の事務委託契約を締結する場合は、事務委託書によってするものとする。

第3条 受託会員は、納期限の定めがある事務委託契約についてその納期限を遵守する。

ただし、納期限までに納品が困難な事由があるときは、予めその事由を報告し、甲に納期限の猶予を求め、又は甲に納期限の延長の協議を求めることができる。

2 甲は、受託会員に委託事務の処理状況の報告を求めることができる。この場合、受託会員は遅滞なく報告しなければならない。

3 受託会員は、納入が完了したとき又は委託事務が完了したときは、甲に委託事務完了報告をしなければならない。

4 甲は、前項が納入されたときは、遅滞なく検査を実施するものとする。不備がある場合は、甲は、必要な手直しを求めることができる。

第4条 甲は、前条第4項の納品検査に合格したものについて事務委託契約に定めた報酬及び実費を支払うものとする。ただし、実費の前払い又は報酬の出来高払いの約定があるときは、当該約定によるものとする。

2 甲は、事務委託報酬及び実費の支払いについて別に定めることができる。甲は、乙に事務委託報酬の決定について意見を求めることができる。乙の会員から事務委託報酬について理由を示して理由があったときは、甲に協議を申し入れることができる。